

那覇市公報

第 1 8 4 7 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）	1064
○那覇市下水道条例の一部を改正する条例（上下水道局下水道課）	1070
○那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（上下水道局下水道課）	1074
○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防局予防課）	1076
○那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）	1081
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	1089

◇告 示◇

○令和4年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課）	1091
○令和4年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局企画経営課）	1092
○令和4年度那覇市一般会計歳入歳出決算書及び令和4年度那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の審査意見（財政課）	1093
○令和4年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書（財政課）	1105
○令和4年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書（ちゃーがんじゅう課）	1109
○令和4年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書（国民健康保険課・健康増進課）	1115
○令和4年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（国民健康保険課）	1121

○令和4年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書（子育て応援課）	1125
○令和4年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書（まちなみ整備課）	1129
○令和4年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書（まちなみ整備課）	1133
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	1137
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）	1139
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）	1141
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	1142
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）	1143
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の辞退について（保護管理課）	1144
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）	1145
○令和4年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（上下水道局企画経営課）	1146
○令和4年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（上下水道局企画経営課）	1155

◇ 公 告 ◇

○那覇市総合福祉センターの指定管理者募集について（福祉政策課）	1163
---------------------------------	------

○那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター及び那覇市辻老人憩の家指定管理者募集について（ちゃーがんじゅう課）	1165
○那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館並びに那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館指定管理者募集について（ちゃーがんじゅう課）	1167
○制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課）	1169
○都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課）	1171
○令和6年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請（追加申請）について（管財課）	1172
○コンビネーションストレッチャーの購入に係る制限付一般競争入札について（消防局救急課）	1174

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	1177
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について	1178
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	1181
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	1183
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	1184
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止について	1186
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	1188

◇上下水道局公告◇

○令和6年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請の受付について	1189
-----------------------------------	------

条 例

那覇市条例第37号

令和5年10月5日

公 布 済

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(占用料の徴収方法) 第3条 占用料は、占用の許可をしたとき（電線共同溝に係る占用料にあつては、占用の許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したとき）、又は占用の協議が成立したときに<u>納入通知書により</u>徴収する。 2 [略] [別表 別記]	<u>(占用料の額の最低額)</u> <u>第2条の2 法第39条の2第5項の条例で定める額は、別表に定める額とする。</u> (占用料の徴収方法) 第3条 占用料は、占用の許可をしたとき（電線共同溝に係る占用料にあつては、占用の許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したとき）、又は占用の協議が成立したときに徴収する。 2 [略] [別表 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料(那覇市道路占用料徴収条例第1条に規定する占用料をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による同意を得て道路を占用する物件に係る令和6年度の占用料の額は、改正後の別表の規定により算定した占用料の額が、調整額(改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額(施行日の前日において那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第54号)付則第3項の規定の適用を受けている物件にあつては、同項の規定による額)をいう。以下同じ。)を超えるときは、調整額とする。

〔改正前 別記〕

別表(第2条関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	〔略〕	1,700
	第2種電柱		2,600
	第3種電柱		3,500
	第1種電話柱		1,500
	第2種電話柱		2,400
	第3種電話柱		3,400
	その他の柱類		150
	共架電線その他上空に設ける線類		15
	地下に設ける電線その他の線類		9
	路上に設ける変圧器		1,500
	地下に設ける変圧器		920
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		3,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,300
	広告塔		25,000
	その他のもの		3,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		64
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		92
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		370
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		640
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		920
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,800
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	3,100
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		Aに0.01を乗じて得た額
	地下に設ける通路		13,000
	その他のもの		7,600
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		3,100
	その他のもの		250
政令第7条第1号に掲	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	2,500
		その他のもの	25,000

掲げる物件	標識		2,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	250
		その他のもの	2,500
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	250
		その他のもの	2,500
	アーチ	車道を横断するもの	25,000
		その他のもの	13,000
政令第7条第2号に掲げる工作物			3,100
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			2,500
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			310
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条、第2条の2関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	<u>1,900</u>
	第2種電柱		<u>2,900</u>
	第3種電柱		<u>3,900</u>
	第1種電話柱		<u>1,700</u>
	第2種電話柱		<u>2,700</u>
	第3種電話柱		<u>3,700</u>
	その他の柱類		<u>170</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		<u>17</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>10</u>
	路上に設ける変圧器		<u>1,600</u>
	地下に設ける変圧器		<u>1,000</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>3,400</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,400</u>
	広告塔		<u>30,000</u>
	その他のもの		<u>3,400</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		<u>71</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>200</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>300</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>400</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>710</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,000</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			<u>2,000</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		<u>3,400</u>
	階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
	階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額
	階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>15,000</u>
	地下に設ける通路		<u>9,000</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他のもの		<u>3,400</u>
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		<u>300</u>
政令第7条第1号に掲げる物件	その他のもの		<u>3,000</u>
	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	<u>3,000</u>
	その他のもの		<u>30,000</u>
	標識		<u>2,700</u>
旗ざお		祭礼、縁日その他の催しに際し	<u>300</u>

		し、一時的に設けるもの	
		その他のもの	3,000
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	300
		その他のもの	3,000
	アーチ	車道を横断するもの	30,000
		その他のもの	15,000
政令第7条第2号に掲げる工作物			3,400
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			3,000
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			340
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額

備考 [略]

那覇市条例第38号

令和5年10月5日

公 布 済

那覇市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 〔略〕 第6章 <u>下水道敷の占用</u>(第44条―第49条) 第7章～第8章 〔略〕 付則 (行為の許可) 第42条 法第24条第1項及び第29条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)～(4) 〔略〕 2～3 〔略〕 (許可を要しない軽微な変更) 第43条 法第24条第1項及び第29条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道及び都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。 2 〔略〕 <u>第6章 下水道敷の占用</u> (占用の許可) 第44条 <u>管理上支障がないと認めるものについては、管理者は、下水道敷の占用を許可することができる。</u>	目次 第1章～第5章 〔略〕 第6章 <u>占用</u>(第44条―第49条) 第7章～第8章 〔略〕 付則 (行為の許可) 第42条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1)～(4) 〔略〕 2～3 〔略〕 (許可を要しない軽微な変更) 第43条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。 2 〔略〕 <u>第6章 占用</u> (占用の許可) 第44条 <u>公共下水道の敷地又は排水施設にその全部又は一部を占用する物件を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</u>

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請書を提出しなければならない。占用の許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

(1)～(3) 〔略〕

3 〔略〕

4 第2項の規定に基づき申請があったときは、管理者は、許可の可否について当該申請者に通知するものとする。

第46条 削除

(使用料等の減免)

第52条 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、この条例に定める使用料、督促手数料、延滞金又は占用料を減免することができる。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 占有箇所が一般の通行の用に供せられるとき。

(5) 〔略〕

2～3 〔略〕

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請書を提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

3 〔略〕

4 第2項の規定による申請書の提出があったときは、管理者は、許可の可否について当該申請者に通知するものとする。

(占用料)

第46条 第44条第1項の許可を受けた者から占用料を徴収する。

2 前項の占用料の額については、那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)に定める占用料の額の例による。ただし、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第5号に掲げる施設のうち通路に係る占用料の額については、同条例に定める占用料の額のうち同号に掲げるその他これらに類する施設に係る占用料の額とするものとする。

(使用料等の減免)

第52条 〔略〕

(1)～(3) 〔略〕

(4) 占有箇所が無料で常時一般の通行の用に供せられるとき。

(5) 雨水等を地先から溝等に排出する排水管の埋設のための占有であるとき。

(6) 水道管及びガス管の各戸引込管の設置のための占有であるとき。

(7) 恒例による祭典その他行事のための臨時の占有であるとき。

(8) 〔略〕

2～3 〔略〕

4 管理者は、 <u>第1項の規定に基づき減免の申請</u> があったときは、減免の可否について当該申請者に通知するものとする。	4 管理者は、 <u>第2項の規定による申請書の提出</u> があったときは、減免の可否について当該申請者に通知するものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市条例第39号

令和5年10月 5 日

公 布 済

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の額) 第3条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 前3項の規定にかかわらず、那覇市道路 占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11 号)別表占用物件の欄に掲げる工作物、物 件又は施設を設けるための行政財産の使 用に係る使用料については、<u>同条例によ る額とする。</u> 5 〔略〕	(使用料の額) 第3条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 前3項の規定にかかわらず、那覇市道路 占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11 号)別表占用物件の欄に掲げる工作物、物 件又は施設を設けるための行政財産の使 用に係る使用料の額については、<u>同条例 に定める占用料の額の例による。ただし、 道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1 項第5号に掲げる施設のうち通路に係る 使用料の額については、同条例に定める 占用料の額のうち同号に掲げるその他こ れらに類する施設に係る占用料の額とす るものとする。</u> 5 〔略〕 <u>第4条の2 前条の規定にかかわらず、河川 又は下水道の使用料の減免については、 那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6 号)第52条の規定の例による。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市条例第40号

令和5年10月 5 日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(変電設備) 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 (3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の3～(10) 〔略〕 2～3 〔略〕 (急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。	(変電設備) 第11条 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 (3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の3～(10) 〔略〕 2～3 〔略〕 (急速充電設備) 第11条の2 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>その筐体は雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) 〔略〕 2 〔略〕 (蓄電池設備) 第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、<u>耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u> 2 〔略〕 3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u> 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</u> (火を使用する設備等の設置の届出) 第58条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定	(5)～(19) 〔略〕 2 〔略〕 (蓄電池設備) 第13条 蓄電池設備(蓄電池の容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池の容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。第37条第3項を除き、以下同じ。)は、<u>地震等により、容易に転倒せず、亀裂が生じず、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u> 2 〔略〕 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防局長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、<u>建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られた、又は覆われた外壁であつて開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u> 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</u> (火を使用する設備等の設置の届出) 第58条 〔略〕
---	--

めるところにより、消防局長又は消防署長に届け出なければならない。	
(1)～(13) 〔略〕	(1)～(13) 〔略〕
(14) 蓄電池設備	(14) 蓄電池設備(蓄電池の容量が20キロワット時以下のものを除く。)
(15)～(16) 〔略〕	(15)～(16) 〔略〕
〔別表第3 別記〕	〔別表第3 別記〕
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている、燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の第13条第1項に規定する蓄電池設備(付則第4項の適用を受けるものを除く。)のうち、改正後の第11条第1項第3号の2(那覇市火災予防条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものの建築物等の部分との間の距離の基準については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項の適用を受けるものを除く。)のうち、同条第1項の規定に適合しないものの構造の基準については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもの(この条例の施行の際現に設置されているもの又はこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されるものに限る。)のうち、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

〔改正前 別記〕

別表第3(第3条、第18条関係)

種類	離隔距離 (単位センチメートル)				
	入力	上方	側方	前方	後方
〔略〕					

厨 房 設	気体燃料	[略]
備	上記に分類されないもの	[略]
[略]		

(注1)～(注12) [略]

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第3条、第18条関係)

種類						離隔距離 (単位センチメートル)				
						入力	上方	側方	前方	後方
[略]										
厨 房 設 備	気体燃料	[略]								
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの			[略]						
[略]										

(注1)～(注12) [略]

備考 [略]

那覇市条例第41号

令和5年10月 5 日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 〔略〕 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3 〔略〕 (個人の市民税の徴収の方法) 第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。 2 〔略〕 (個人の市民税の納税通知書) 第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 〔略〕 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。 3 〔略〕 (個人の市民税の徴収の方法等) 第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。 2 〔略〕 3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u> (個人の市民税の納税通知書) 第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森

(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)～(2) [略]

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特

林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)～(2) [略]

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別

別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 [略]

- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収される金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によ

徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 [略]

- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収される金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収する

って徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対して、その年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与

ことが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対して、その年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所

所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の

(1) [略] (2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額	支払の際に特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。 (1) [略] (2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が
---	--

が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u>	当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

那覇市条例第42号

令和5年10月5日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～4 [略]

5 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	[略]	

6～24 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項に規定する承認の申請に対する審査	[略]	

6～24 [略]

告 示

那覇市告示第 297 号

令和 5 年 10 月 5 日

掲 示 済

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.6	45.7

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考)

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 早期健全化基準：4 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

(注) 財政再生基準：将来負担比率を除く 3 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 317 号
令和 5 年 10 月 18 日
掲 示 済

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

（備考） 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 336 号

令和 5 年 11 月 1 日

令和 5 年（2023 年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和 4 年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 4 年度 那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額 調 定 額	收 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
							予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
1 市 税			53,774,394,000	54,860,533,953		867,972,504	△273,926,534	
		1 市民税	20,793,999,000	21,324,369,172		549,638,022	△40,884,125	
		2 固定資産税	26,497,968,000	26,877,129,739		271,640,259	△108,195,341	
		3 軽自動車税	853,623,000	891,378,982		34,135,323	1,459,002	
		4 市たばこ税	4,483,334,000	4,565,670,860		0	△82,336,860	
		5 入湯税	27,782,000	29,960,700		0	△2,178,700	
2 地方譲与税		6 事業所税	1,117,688,000	1,172,024,500		12,558,900	△41,790,510	
			730,088,000	726,437,316		0	3,650,684	
		1 自動車重量譲与税	346,540,000	351,079,000		0	△4,539,000	
		2 地方道路譲与税	1,000	1		0	999	
		3 特別とん譲与税	24,616,000	24,610,315		0	5,685	
		4 航空機燃料譲与税	200,528,000	197,192,000		0	3,336,000	
3 利子割交付金		5 地方揮発油譲与税	122,141,000	117,294,000		0	4,847,000	
		6 森林環境譲与税	36,262,000	36,262,000		0	0	
			10,101,000	9,116,000		0	985,000	
		1 利子割交付金	10,101,000	9,116,000		0	985,000	
			100,422,000	79,892,000		0	20,530,000	
		1 配当割交付金	100,422,000	79,892,000		0	20,530,000	
5 株式等譲渡所得割交付金			107,328,000	76,507,000		0	30,821,000	
		1 株式等譲渡所得割交付金	107,328,000	76,507,000		0	30,821,000	
6 地方消費税交付金			8,161,304,000	7,936,083,000		0	225,221,000	
		1 地方消費税交付金	8,161,304,000	7,936,083,000		0	225,221,000	

歳 入	款	項	予 算 現 額 調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
							予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
7	環境性能割交付金		44,374,000	45,332,000	0	0	0	△958,000
		1 環境性能割交付金	44,374,000	45,332,000	0	0	0	△958,000
8	国有提供施設等所在市町村助 成交付金		338,332,000	338,332,000	0	0	0	0
		1 国有提供施設等所在市町村助 成交付金	338,332,000	338,332,000	0	0	0	0
9	地方特例交付金		140,253,000	140,254,000	0	0	0	△1,000
		1 地方特例交付金	140,052,000	140,052,000	0	0	0	0
10	地方交付税		201,000	202,000	0	0	0	△1,000
		2 新型コロナウイルス感染症対 策地方税減収補填特別交付金	9,804,635,000	9,878,818,000	0	0	0	△74,183,000
11	交通安全対策特別交付金		9,804,635,000	9,878,818,000	0	0	0	△74,183,000
		1 地方交付税	45,000,000	31,334,000	0	0	0	13,666,000
12	法人事業税交付金		45,000,000	31,334,000	0	0	0	13,666,000
		1 交通安全対策特別交付金	846,462,000	805,701,000	0	0	0	40,761,000
13	分担金及び負担金		846,462,000	805,701,000	0	0	0	40,761,000
		1 法人事業税交付金	747,899,000	766,259,615	7,980,896	51,957,213	40,838,214	40,838,214
14	使用料及び手数料		1,000	0	0	0	0	1,000
		1 分担金	747,898,000	766,259,615	7,980,896	51,957,213	40,837,214	40,837,214
15	国庫支出金		3,507,664,000	3,544,336,397	9,310,720	48,839,216	21,464,092	21,464,092
		1 使用料	2,769,018,000	2,840,831,291	9,310,720	48,838,716	△13,677,302	△13,677,302
			738,646,000	703,505,106	0	500	35,141,394	35,141,394
		2 手数料	65,718,991,410	63,827,454,910	0	1,862,334,464	3,433,260,883	3,433,260,883
			40,404,365,000	39,722,177,201	0	15,341,000	697,528,799	697,528,799
		1 国庫負担金	25,219,814,410	23,987,513,680	0	1,846,993,464	2,758,684,113	2,758,684,113
		2 国庫補助金						

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
		3 委託金	94,812,000	117,764,029	117,764,029	0	0	△22,952,029	
16 県支出金			17,479,823,589	17,218,083,509	16,035,245,549	0	1,182,837,960	1,444,578,040	
	1	県負担金	9,112,553,000	9,026,384,274	9,026,384,274	0	0	86,168,726	
	2	県補助金	7,683,599,589	7,512,536,589	6,329,698,629	0	1,182,837,960	1,353,900,960	
		3 委託金	683,671,000	679,162,646	679,162,646	0	0	4,508,354	
17 財産収入			550,615,000	792,483,500	764,705,786	0	27,777,714	△214,090,786	
	1	財産運用収入	460,699,000	509,251,421	481,473,707	0	27,777,714	△20,774,707	
	2	財産売却収入	89,916,000	283,232,079	283,232,079	0	0	△193,316,079	
18 寄附金			535,045,000	553,798,001	553,798,001	0	0	△18,753,001	
	1	寄附金	535,045,000	553,798,001	553,798,001	0	0	△18,753,001	
19 繰入金			7,008,989,000	7,008,518,653	7,008,518,653	0	0	470,347	
	1	特別会計繰入金	281,343,000	281,070,736	281,070,736	0	0	272,264	
	2	基金繰入金	6,727,646,000	6,727,447,917	6,727,447,917	0	0	198,083	
20 繰越金			11,354,537,107	11,354,537,920	11,354,537,920	0	0	△813	
	1	繰越金	11,354,537,107	11,354,537,920	11,354,537,920	0	0	△813	
21 諸収入			1,968,472,000	3,552,602,967	2,120,004,761 137,260	41,073,203	1,391,662,263	△151,532,761	
	1	延滞金加算金及び過料	37,743,000	40,364,085	40,150,049	10,000	204,036	△2,407,049	
	2	市預金利子	222,000	221,997	221,997	0	0	3	
	3	貸付金元利収入	185,909,000	184,948,084	184,948,084	0	0	960,916	
	4	受託事業収入	210,927,000	162,419,860	142,300,860	0	20,119,000	68,626,140	
22 市債			1,533,671,000	3,164,648,941	1,752,383,771 137,260	41,063,203	1,371,339,227	△218,712,771	
			12,450,566,000	9,563,166,000	9,563,166,000	0	0	2,887,400,000	

(単位:円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		1 市債	12,450,566,000	9,563,166,000	9,563,166,000	0	0	2,887,400,000
23 自動車取得税交付金			577,000	488,887	488,887	0	0	88,113
	1	自動車取得税交付金	577,000	488,887	488,887	0	0	88,113
歳 入	合 計		195,425,872,106	193,110,070,628	187,995,583,628 421,750,002	102,855,668	5,433,381,334	7,430,288,478

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1	議会費		758,130,000	748,461,700	0	9,668,300	9,668,300
2	総務費						
		1 議会費	758,130,000	748,461,700	0	9,668,300	9,668,300
		1 総務管理費	19,316,970,654	18,723,236,138	26,300,000	567,434,516	593,734,516
		2 徴税費	16,863,806,654	16,327,791,714	26,300,000	509,714,940	536,014,940
		3 戸籍住民基本台帳費	1,133,657,000	1,103,450,479	0	30,206,521	30,206,521
		4 選挙費	848,143,000	826,337,806	0	21,805,194	21,805,194
		5 統計調査費	334,300,000	332,321,353	0	1,978,647	1,978,647
		6 監査委員費	37,382,000	35,310,252	0	2,071,748	2,071,748
3	民生費						
		1 社会福祉費	99,682,000	98,024,534	0	1,657,466	1,657,466
		2 児童福祉費	102,236,898,997	95,889,921,143	353,531,109	5,993,446,745	6,346,977,854
		3 生活保護費	40,947,002,664	37,933,296,569	105,160,911	2,908,545,184	3,013,706,095
		4 災害救助費	35,843,641,333	33,550,307,420	248,370,198	2,044,963,715	2,293,333,913
4	衛生費						
		1 保健衛生費	25,446,254,000	24,406,317,154	0	1,039,936,846	1,039,936,846
5	労働費						
		1 労働費	1,000	0	0	1,000	1,000
6	農林水産業費						
		1 労働費	16,299,733,481	13,486,368,492	1,387,120,705	1,426,244,284	2,813,364,989
		2 清掃費	12,962,473,481	10,179,445,406	1,380,600,000	1,392,428,075	2,773,028,075
		3 労働費	3,347,260,000	3,306,923,086	6,520,705	33,816,209	40,336,914
		4 労働費	35,917,000	33,425,721	0	2,491,279	2,491,279
		5 労働費	35,917,000	33,425,721	0	2,491,279	2,491,279
		6 労働費	218,409,000	192,453,590	2,782,000	23,173,410	25,955,410
		7 労働費	56,461,000	50,865,328	2,782,000	2,813,672	5,595,672
		8 労働費	36,409,000	36,408,351	0	649	649

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位：円)	
							予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
7 商工費		3 水産業費	125,539,000	105,179,911	0	20,359,089	20,359,089	20,359,089
			4,311,579,880	3,826,129,791	18,781,000	466,669,089	466,669,089	485,450,089
	1 商工費	4,311,579,880	3,826,129,791	18,781,000	466,669,089	466,669,089	485,450,089	485,450,089
8 土木費			17,926,831,588	14,668,560,444	2,928,880,547	329,390,597	329,390,597	3,258,271,144
	1 土木管理費	258,351,810	247,427,296	5,841,000	5,083,514	10,924,514	10,924,514	
	2 道路橋りょう費	1,601,290,169	1,198,750,958	365,707,207	36,832,004	402,539,211	402,539,211	
	3 港湾費	693,046,000	686,050,203	0	6,995,797	6,995,797	6,995,797	
	4 都市計画費	8,244,995,597	6,728,827,057	1,413,674,347	102,494,193	1,516,168,540	1,516,168,540	
9 消防費		5 住宅費	7,129,148,012	5,807,504,930	1,143,657,993	177,985,089	177,985,089	1,321,643,082
			3,247,378,246	3,162,140,340	0	85,237,906	85,237,906	85,237,906
	1 消防費	3,247,378,246	3,162,140,340	0	85,237,906	85,237,906	85,237,906	
10 教育費			17,350,596,357	15,218,321,328	1,381,686,833	750,588,196	750,588,196	2,132,275,029
	1 教育総務費	1,980,998,000	1,932,923,310	0	48,074,690	48,074,690	48,074,690	
	2 小学校費	8,581,159,872	7,130,068,600	1,066,955,164	384,136,108	1,451,091,272	1,451,091,272	
	3 中学校費	1,861,231,000	1,548,539,812	208,609,669	104,081,519	312,691,188	312,691,188	
	4 社会教育費	2,571,925,656	2,367,094,236	68,930,000	135,901,420	204,831,420	204,831,420	
11 災害復旧費		5 保健体育費	2,355,281,829	2,239,695,370	37,192,000	78,394,459	78,394,459	115,586,459
			4,000	0	0	4,000	4,000	4,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000	1,000	
12 公債費		2 公共土木施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000	2,000
		その他公共施設公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000	1,000
			13,585,142,000	13,579,208,388	0	5,933,612	5,933,612	5,933,612

歳 出		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
13 諸支出金	1 公債費	13,585,142,000	13,579,208,388	0	5,933,612	5,933,612	
		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 公営企業貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000	
14 予備費		138,279,903	0	0	138,279,903	138,279,903	
	1 予備費	138,279,903	0	0	138,279,903	138,279,903	
歳 出	合 計	195,425,872,106	179,528,227,075	6,099,082,194	9,798,562,837	15,897,645,031	

歳入歳出差引残額 8,467,356,553 円

令和 5 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 知念 寛

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表
(一般会計)

区	分	金 額
1 予 算	現 額	195,425,872,106 円
2 歳 入	総 額	187,995,583,628
3 歳 出	総 額	179,528,227,075
4 歳 入 歳 出 差 引	額	8,467,356,553
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費運次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	902,031,165
	(3) 事故繰越し繰越額	43,607,755
	計	945,638,920
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	7,521,717,633
6 各 会 計 別 内 訳	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市監査委員より提出された、令和4年度那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の審査意見

審査意見

（1）総合意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

（決算の状況）

令和4年度一般会計の決算における実質収支は、75億2,171万円の黒字で、前年度に比べ10億4,754万円増となっている。

歳入は、1,879億9,558万円で前年度に比べ45億1,169万円増となっている。これは主に、固定資産税の増により市税が32億7,274万円増、繰入金が37億3,520万円増、繰越金が24億8,413万円増、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の増により国庫支出金が22億6,084万円増となったことによるものである。一方、臨時財政対策債の減により市債が54億530万円減となったほか、県支出金が9億6,084万円減、地方交付税が8億9,290万円減、地方特例交付金が7億1,970万円減となっている。

歳出は、1,795億2,822万円で前年度に比べ73億9,887万円増となっている。これは主に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の増により民生費が62億8,362万円増、地域居住機能再生推進事業の増により土木費が43億252万円増、教育費が7億5,836万円増となったことによるものである。一方、新文化芸術発信拠点施設整備事業の皆減により総務費が27億2,978万円減となったほか、衛生費が7億1,281万円減、公債費が5億4,657万円減となっている。

また、歳入のうち翌年度へ繰り越すべき財源は9億4,563万円で、前年度に比べ39億3,472万円減となっている。

土地区画整理事業等、7つの特別会計の実質収支は、11億3,624万円の黒字で、前年度に比べ黒字額が8,842万円減となっている。これは主に、国民健康保険事業特別会計が3,085万円増となったものの、介護保険事業特別会計が1億3,576万円減となったことによるものである。結果として、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は、前年度に比べ9億5,912万円増の86億5,796万円の黒字となっている。

（財政指標等）

普通会計における財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90.4%で、前年度に比べ5.8ポイント増加している。これは主に、公債費で2.3ポイント増、物件費で1.3ポイント増、扶助費で0.9ポイント増、人件費で0.8ポイント増、繰出金で0.5ポイント増となったことによるものである。

実質公債費比率（令和2年度～令和4年度の3年間の平均）は8.6%で、前年度に比べ0.1ポイント増加している。これは主に、令和4年度決算において、前年度に比べ標準財

政規模が9億2,660万円減となったこと及び元利償還金が13億3,574万円増となったことによるものである。

令和4年度末市債残高は1,327億1,257万円で、前年度に比べ39億5,960万円減となっており、そのうち臨時財政対策債の残高は534億93万円で、前年度に比べ29億8,640万円減となっている。

（繰越事業）

令和4年度から翌年度へ繰り越す事業の総額は、一般会計及び特別会計で60億9,908万円となっており、前年度に比べ115億6,387万円減となっている。これは、一般会計が115億6,387万円減となったことによるものである。

（むすび）

自主財源の根幹である市税の収納率は、令和4年度決算では98.5%と前年度に比べ0.1ポイントの上昇となっている。早期回収に努め高い収納率が維持されていることを評価したい。税目別では、ホテル等の大型建築物の増加などにより固定資産税が20億8,107万円の増収となったほか、県内の景気が順調な回復による課税所得額の増などにより市民税が6億7,757万円の増収、加熱式たばこの売渡本数の増などにより市たばこ税が4億4,543万円の増収となっている。引き続き収納率の向上の取組を維持、充実されたい。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症による感染拡大が続き、多くの事業に影響を及ぼした。今後も引き続き新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等について対策を講じる必要があることや、さらに、市立病院の建替えなど老朽化した公共施設の更新、行政デジタル化の推進などの経費の増加が予想される。これらの財源確保のためにも、歳入の確保及び歳出の抑制に努めるとともに、組織力の向上を図り、持続可能な行財政運営に取り組まれない。

（2）個別意見

ア 国庫補助金に係る事務手続きについて（健康増進課）

医療施設運営費等補助金は、口腔保健支援センターの設置推進及び歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上にかかる費用の上限額の1/2を国が補助するものであり、令和4年度に新規事業の実施に伴い当該補助金を特定財源として活用する予定であった。

しかしながら、令和4年5月に当該補助金交付要綱に定める交付申請に必要な事業計画書等は国へ提出しているものの、その後、当該補助金の交付申請に関する国の通知等が確認できなかったことや、また申請期限について把握していたにもかかわらず国へ確認しなかったことにより交付申請を行う機会を逸し、予算に計上している508万1千円全額が特定財源として確保することができない結果となった。

当該事業に必要な財源の確保のために、交付申請など国の補助金に係る事務については、特に新規の事業では国との綿密な調整や適切な進捗管理など、より慎重に事務手続きを行い再発防止に努められたい。

イ 国庫及び県補助金の申請に係る事前調整について（こども政策課）

識名小区児童クラブ活動拠点整備事業については、令和元年度から活用していた沖縄県が実施する沖縄振興特別推進交付金の令和4年度継続が不透明なため、沖縄県との事前調整により、活用の可能性があるとして認識していた子ども・子育て支援整備交付金（補助率：国 2/3、県 1/6）を当初予算に計上していた。しかしながら、交付決定前の契約締結事業となり交付対象外事業となったことから、国庫 3,270 万 8 千円及び県補助金 817 万 7 千円を皆減する財源更正を行っている。

また、若狭児童館耐震改修工事については、新たな沖縄振興特別推進交付金などの活用可能財源を検討し、沖縄県との事前調整により活用できるとの認識のもと、次世代育成支援対策施設整備交付金（補助率：国 1/3、県 1/3）を当初予算に計上していた。しかしながら、県は同交付金の令和4年度当初予算の要求を行っておらず、義務的補助ではないとして補正予算計上の予定はないと説明されたことから、県補助金 906 万 4 千円を皆減する財源更正を行っている。

新たな沖縄県振興計画策定と重なる時期で沖縄県においても不確定要素が多く、考慮すべき点はあるものの、必要な財源の確保のため、補助金申請に係る事前調整については、国や県と慎重な確認や綿密な調整などの事務手続きに努められるとともに、沖縄県振興計画等の上位計画の計画期間を見据えた堅実な事業計画の策定に留意されたい。

ウ 那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金について（ちゃーがんじゅう課）

当基金は、高額介護サービス費の支給対象者で、介護給付を受けた場合の介護給付に係る利用料の支払いが自己の資金のみでは困難である者に対し、高額介護サービス費の資金の貸付けを行う事業の円滑かつ効率的な執行を図るため、平成12年度に設置されたものである。

当基金の原資金は2,000万円であり、令和4年度の運用状況は、貸付金0円、回収金0円で、基金の回転率は0回である。また、利用者については、平成30年度、令和元年度、令和2年度は1人、令和3年度、令和4年度は0人である。

基金の状況は、決算年度末現在高2,000万円のうち、100万円を普通預金とし、1,900万円を大口定期預金としていた。

令和4年度においては貸付金の利用実績もないことから、当基金については廃止も含め検討し、事業財源の適切な確保に努められたい。

那覇市告示第 337 号

令和 5 年 11 月 1 日

令和5年（2023年）9月那覇市議会定例会で認定された令和4年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度 那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書

歳 入		項	予 算	現 額	調 定	額	収 入	入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 諸収入	款		272,089,000	272,088,066	272,088,066	272,088,066	272,088,066	0	0	0	934
		1 貸付金元利収入	272,089,000	272,088,066	272,088,066	272,088,066	272,088,066	0	0	0	934
歳 入	合 計		272,089,000	272,088,066	272,088,066	272,088,066	272,088,066	0	0	0	934

(単位：円)

歳 出		項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 公債費			272,089,000	272,088,066	0	934	934
		1 公債費	272,089,000	272,088,066	0	934	934
歳 出 合 計			272,089,000	272,088,066	0	934	934

歳入歳出差引残額 0 円

令和 5 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 知念 覚

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表
(病院事業債管理特別会計)

区 分		金 額
1 予 算	現 額	272,089,000 円
2 歳 入	総 額	272,088,066
3 歳 出	総 額	272,088,066
4 歳 入 歳 出 差 引	額	0
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費連次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	0
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 338 号

令和 5 年 11 月 1 日

令和5年（2023年）9月那覇市議会定例会で認定された令和4年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度 那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額 調 定 額	収 入 済 額 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 介護保険料			5,395,401,000	5,814,377,497	80,393,449	194,310,445	△159,800,255
		1 介護保険料	5,395,401,000	5,814,377,497	80,393,449	194,310,445	△159,800,255
2 使用料及び手数料			2,681,000	3,242,872	0	0	△561,872
		1 手数料	2,681,000	3,242,872	0	0	△561,872
3 国庫支出金			6,732,092,000	7,009,321,980	0	0	△277,229,980
		1 国庫負担金	4,695,264,000	4,866,329,885	0	0	△171,065,885
4 支払基金交付金		2 国庫補助金	2,036,828,000	2,142,992,095	0	0	△106,164,095
			7,047,407,000	6,840,576,000	0	0	206,831,000
5 県支出金		1 支払基金交付金	7,047,407,000	6,840,576,000	0	0	206,831,000
			3,789,340,000	3,771,567,306	0	0	17,772,694
		1 県負担金	3,440,750,000	3,419,721,259	0	0	21,028,741
		2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	1,000
6 財産収入		3 県補助金	348,589,000	351,846,047	0	0	△3,257,047
			543,000	543,002	0	0	△2
7 繰入金		1 財産運用収入	543,000	543,002	0	0	△2
			4,683,368,000	4,683,363,756	0	0	4,244
8 繰越金		1 他会計繰入金	4,683,367,000	4,683,363,756	0	0	3,244
		2 基金繰入金	1,000	0	0	0	1,000
9 諸収入			1,096,721,000	1,096,720,150	0	0	850
		1 繰越金	1,096,721,000	1,096,720,150	0	0	850
			3,756,000	5,346,861	0	264,803	△1,326,058
		1 延滞金、加算金及び過料	1,297,000	1,619,640	0	0	△322,640

(単位:円)

歳 入	款	項	予 算 現 額 調	定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		2 雑入	2,459,000	3,727,221	3,462,418	0	264,803	△1,003,418
10 市債			1,000	0	0	0	0	1,000
		1 市債	1,000	0	0	0	0	1,000
11 サービス収入			1,000	0	0	0	0	1,000
		1 サービス収入	1,000	0	0	0	0	1,000
歳 入	合 計		28,751,311,000	29,225,059,424	28,965,618,379 15,527,652	80,393,449	194,575,248	△214,307,379

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			725,027,000	689,824,114	0	35,202,886	35,202,886
	1 総務管理費		425,194,000	407,094,447	0	18,099,553	18,099,553
	2 徴収費		38,100,000	34,922,580	0	3,177,420	3,177,420
2 保険給付費	3 介護認定審査会費		261,733,000	247,807,087	0	13,925,913	13,925,913
			25,035,102,000	24,393,819,620	0	641,282,380	641,282,380
	1 介護サービス等諸費		24,490,047,000	23,866,416,582	0	623,630,418	623,630,418
3 財政安定化基金拠出金	2 介護予防サービス等諸費		513,163,000	497,940,655	0	15,222,345	15,222,345
	3 その他諸費		31,892,000	29,462,383	0	2,429,617	2,429,617
			1,000	0	0	1,000	1,000
4 基金積立金	1 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
			430,407,000	430,404,705	0	2,295	2,295
	1 基金積立金		430,407,000	430,404,705	0	2,295	2,295
5 地域支援事業費			1,884,727,000	1,802,783,676	0	61,943,324	61,943,324
	1 介護予防・生活支援サービス事業費		931,101,000	906,125,832	0	24,975,168	24,975,168
	2 一般介護予防事業費		132,104,000	116,620,516	0	15,483,484	15,483,484
	3 包括的支援事業・任意事業費		797,029,000	776,309,300	0	20,719,700	20,719,700
6 諸支出金	4 その他諸費		4,493,000	3,728,028	0	764,972	764,972
			696,047,000	687,833,198	0	8,213,802	8,213,802
	1 償還金及び還付加算金		488,000,000	479,786,226	0	8,213,774	8,213,774
	2 繰出金		208,047,000	208,046,972	0	28	28
歳 出 合 計			28,751,311,000	28,004,665,313	0	746,645,687	746,645,687

960,953,066 円

歳入歳出差引残額

令和 5 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 知念 覚

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（介護保険事業特別会計）

区 分		金 額
1 予 算	現 額	28,751,311,000 円
2 歳 入	総 額	28,965,618,379
3 歳 出	総 額	28,004,665,313
4 歳 入 歳 出	差 引 額	960,953,066
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費連次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	960,953,066
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 339 号

令和 5 年 11 月 1 日

令和 5 年（2023 年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和 4 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度 那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 額 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
								予 算 現 額 と 収 入 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 額 と の 比 較
1 国民健康保険税			5,671,072,000	7,987,659,833	6,504,277,923 30,967,220	145,430,275	1,368,918,855		△833,205,923
		1 国民健康保険税	5,671,072,000	7,987,659,833	6,504,277,923 30,967,220	145,430,275	1,368,918,855		△833,205,923
2 使用料及び手数料			7,497,000	7,728,490	7,728,490	0	0		△231,490
		1 手数料	7,497,000	7,728,490	7,728,490	0	0		△231,490
3 国庫支出金			580,000	579,000	579,000	0	0		1,000
		1 国庫補助金	580,000	579,000	579,000	0	0		1,000
4 県支出金			27,771,326,000	25,594,112,546	25,594,112,546	0	0		2,177,213,454
		1 県負担金	27,771,325,000	25,594,112,546	25,594,112,546	0	0		2,177,212,454
		2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0		1,000
5 財産収入			4,000	300	300	0	0		3,700
		1 財産運用収入	4,000	300	300	0	0		3,700
6 繰入金			5,409,708,000	4,488,414,449	4,488,414,449	0	0		921,293,551
		1 他会計繰入金	5,409,707,000	4,488,414,449	4,488,414,449	0	0		921,292,551
7 繰越金		2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0		1,000
		1 繰越金	65,140,000	65,139,616	65,139,616	0	0		384
8 諸収入			87,274,000	248,263,402	98,525,124	0	149,738,278		△11,251,124
		1 延滞金加算金及び過料	28,456,000	27,811,689	27,811,689	0	0		644,311
		2 預金利子	1,000	235	235	0	0		765
9 市債		3 雑入	58,817,000	220,451,478	70,713,200	0	149,738,278		△11,896,200
		1 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0		1,000
			1,000	0	0	0	0		1,000

歳 入		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額 調	定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
歳	合 計	39,012,602,000	38,391,897,636	36,758,777,448 30,967,220	145,430,275	1,518,657,133	2,253,824,552

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			672,870,000	644,473,217	0	28,396,783	28,396,783
	1	総務管理費	498,136,912	484,976,782	0	13,160,130	13,160,130
	2	徴税費	86,334,865	80,762,654	0	5,572,211	5,572,211
	3	運営協議会費	701,000	375,350	0	325,650	325,650
	4	収納率向上特別対策事業費	45,940,239	39,040,025	0	6,900,214	6,900,214
2 保険給付費	5	医療費適正化特別対策事業費	41,756,984	39,318,406	0	2,438,578	2,438,578
			26,719,168,000	24,659,985,425	0	2,059,182,575	2,059,182,575
	1	療養諸費	22,329,099,000	20,996,240,681	0	1,332,858,319	1,332,858,319
	2	高額療養費	4,208,983,000	3,526,514,366	0	682,468,634	682,468,634
	3	移送費	501,000	0	0	501,000	501,000
3 国民健康保険事業費納付金	4	出産育児諸費	168,085,000	126,305,378	0	41,779,622	41,779,622
	5	葬祭諸費	12,500,000	10,925,000	0	1,575,000	1,575,000
			10,923,054,000	10,923,050,720	0	3,280	3,280
	1	医療給付費分	8,082,252,000	8,082,250,366	0	1,634	1,634
	2	後期高齢者支援金等分	2,035,867,000	2,035,866,174	0	826	826
4 共同事業拠出金	3	介護納付金分	804,935,000	804,934,180	0	820	820
			1,000	0	0	1,000	1,000
	1	共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
			1,000	0	0	1,000	1,000
	1	財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 保健事業費			248,920,000	210,461,577	0	38,458,423	38,458,423
	1	特定健康診査等事業費	212,217,000	176,521,479	0	35,695,521	35,695,521

歳 出		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較	
7 基金積立金	2 保健事業費	36,703,000	33,940,098	0	2,762,902	2,762,902	
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
8 公債費	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000	
9 諸支出金		248,586,000	224,814,333	0	23,771,667	23,771,667	
	1 償還金及び選付加算金	183,395,000	159,674,717	0	23,720,283	23,720,283	
	2 繰出金	65,141,000	65,139,616	0	1,384	1,384	
10 予備費	3 指定公費の立替	50,000	0	0	50,000	50,000	
		200,000,000	0	0	200,000,000	200,000,000	
	1 予備費	200,000,000	0	0	200,000,000	200,000,000	
歳 出	合 計	39,012,602,000	36,662,785,272	0	2,349,816,728	2,349,816,728	

歳入歳出差引残額 95,992,176 円

令和 5 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 知念 覚

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 国民健康保険事業特別会計 ）

区	分	金 額
1 予 算	現 額	39,012,602,000 円
2 歳 入	総 額	36,758,777,448
3 歳 出	総 額	36,662,785,272
4 歳 入 歳 出 差 引	額	95,992,176
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費運次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	95,992,176
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 340 号

令和 5 年 11 月 1 日

令和5年（2023年）9月那覇市議会定例会で認定された令和4年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度 那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 額 選 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
								予 算 現 額 と 収 入 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 額 と の 比 較
1	後期高齢者医療保険料		2,999,903,000	3,047,168,303	3,021,868,199 8,978,312	4,301,352	29,977,064	△21,965,199	
		1 後期高齢者医療保険料	2,999,903,000	3,047,168,303	3,021,868,199 8,978,312	4,301,352	29,977,064	△21,965,199	
2	使用料及び手数料		509,000	838,700	838,700	0	0	△329,700	
		1 手数料	509,000	838,700	838,700	0	0	△329,700	
3	繰入金		661,538,000	656,887,680	656,887,680	0	0	4,650,320	
		1 一般会計繰入金	661,538,000	656,887,680	656,887,680	0	0	4,650,320	
4	繰越金		20,140,000	20,139,139	20,139,139	0	0	861	
		1 繰越金	20,140,000	20,139,139	20,139,139	0	0	861	
5	諸収入		22,687,000	17,415,919	17,415,919	0	0	5,271,081	
		1 延滞金、加算金及び過料	902,000	566,262	566,262	0	0	335,738	
		2 償還金及び選付加算金	10,330,000	5,932,007	5,932,007	0	0	4,397,993	
		3 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000	
		4 雑入	11,454,000	10,917,650	10,917,650	0	0	536,350	
歳 入	合 計		3,704,777,000	3,742,449,741	3,717,149,637 8,978,312	4,301,352	29,977,064	△12,372,637	

歳 出		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
1 総務費		56,188,000	51,309,616	0	4,878,384	4,878,384	
	1 総務管理費	43,045,000	40,671,244	0	2,373,756	2,373,756	
	2 徴収費	13,143,000	10,638,372	0	2,504,628	2,504,628	
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,638,219,000	3,634,988,358	0	3,230,642	3,230,642	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,638,219,000	3,634,988,358	0	3,230,642	3,230,642	
3 諸支出金		10,370,000	5,975,407	0	4,394,593	4,394,593	
	1 償還金及び選付加算金	10,329,000	5,934,607	0	4,394,393	4,394,393	
	2 繰出金	41,000	40,800	0	200	200	
歳 出	合 計	3,704,777,000	3,692,273,381	0	12,503,619	12,503,619	

歳入歳出差引残額

24,876,256 円

令和 5 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 知念 覚

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表
(後期高齢者医療特別会計)

区 分		金 額
1 予 算	現 額	3,704,777,000 円
2 歳 入	総 額	3,717,149,637
3 歳 出	総 額	3,692,273,381
4 歳 入 歳 出 差 引	額	24,876,256
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費連次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	24,876,256
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 341 号

令和 5 年 11 月 1 日

令和5年（2023年）9月那覇市議会定例会で認定された令和4年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度 那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額 調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1	繰入金		11,648,000	11,648,000	0	0	0
		1 一般会計繰入金	11,648,000	11,648,000	0	0	0
2	諸収入		35,321,000	46,061,905	0	39,456,323	△10,740,905
		1 貸付金元利収入	35,315,000	45,318,831	0	36,717,550	△10,003,831
		2 雑入	6,000	743,074	0	2,738,773	△737,074
3	繰越金		40,155,000	40,155,055	0	0	△55
		1 繰越金	40,155,000	40,155,055	0	0	△55
4	市債		20,000,000	20,000,000	0	0	0
		1 市債	20,000,000	20,000,000	0	0	0
	歳 入 合 計		107,124,000	117,864,960	0	39,456,323	△10,740,960

(単位:円)

歳 出		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
1 民 生 費		105,565,000	63,853,171	0	41,711,829	41,711,829	
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	105,565,000	63,853,171	0	41,711,829	41,711,829	
2 諸 支 出 金		1,559,000	1,558,128	0	872	872	
	1 繰 出 金	1,559,000	1,558,128	0	872	872	
歳 出	合 計	107,124,000	65,411,299	0	41,712,701	41,712,701	

歳入歳出差引残額 52,453,661 円

令和 5 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 知念 覚

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）

区	分	金 額
1 予 算	現 額	107,124,000 円
2 歳 入	総 額	117,864,960
3 歳 出	総 額	65,411,299
4 歳 入 歳 出 差 引	額	52,453,661
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費連次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	52,453,661
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 342 号

令和 5 年 11 月 1 日

令和5年（2023年）9月那覇市議会定例会で認定された令和4年度那覇市土地
画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度 那覇市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額 調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
							予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
1	繰入金		11,648,000	11,648,000	0	0	0	0
		1 一般会計繰入金	11,648,000	11,648,000	0	0	0	0
2	諸収入		35,321,000	46,061,905	0	39,456,323	△10,740,905	
		1 貸付金元利収入	35,315,000	45,318,831	0	36,717,550	△10,003,831	
		2 雑入	6,000	743,074	0	2,738,773	△737,074	
3	繰越金		40,155,000	40,155,055	0	0	△55	
		1 繰越金	40,155,000	40,155,055	0	0	△55	
4	市債		20,000,000	20,000,000	0	0	0	0
		1 市債	20,000,000	20,000,000	0	0	0	0
	歳 入 合 計		107,124,000	117,864,960	0	39,456,323	△10,740,960	

歳 出		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較	
1 民生費		105,565,000	63,853,171	0	41,711,829	41,711,829	
	1 母子父子寡婦福祉費	105,565,000	63,853,171	0	41,711,829	41,711,829	
2 諸支出金		1,559,000	1,558,128	0	872	872	
	1 繰出金	1,559,000	1,558,128	0	872	872	
歳 出	合 計	107,124,000	65,411,299	0	41,712,701	41,712,701	

歳入歳出差引残額 52,453,661 円

令和 5 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 知念 覚

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）

区 分		金 額
1 予 算	現 額	107,124,000 円
2 歳 入	総 額	117,864,960
3 歳 出	総 額	65,411,299
4 歳 入 歳 出 差 引	額	52,453,661
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費連次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	52,453,661
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 343 号

令和 5 年 11 月 1 日

令和5年（2023年）9月那覇市議会定例会で認定された令和4年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度 那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		予 算 現 額 調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
款		項	(単位：円)			
1 繰入金			352,104,000	352,104,000	0	0
		1 一般会計繰入金	352,104,000	352,104,000	0	0
2 繰越金			46,000	45,999	0	1
		1 繰越金	46,000	45,999	0	1
歳 入 合 計			352,150,000	352,149,999	0	1

歳 出		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
1 都市再開発事業費		1,084,000	897,731	0	186,269	186,269	
	1 都市再開発事業費	1,084,000	897,731	0	186,269	186,269	
2 公債費		351,066,000	351,064,797	0	1,203	1,203	
	1 公債費	351,066,000	351,064,797	0	1,203	1,203	
歳 出 合 計		352,150,000	351,962,528	0	187,472	187,472	

歳入歳出差引残額 187,471 円

令和 5 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 知念 寛

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表
(市街地再開発事業特別会計)

区	分	金 額
1 予 算	現 額	352,150,000 円
2 歳 入	総 額	352,149,999
3 歳 出	総 額	351,962,528
4 歳 入 歳 出 差 引	額	187,471
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)	187,471
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 344 号

令和 5 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
メインプレイス眼科	折田 志恒	令和5年8月1日～ 令和11年2月28日
那覇市おもろまち4－4－9		
なみき薬局	合同会社 オフィスK T	令和5年7月1日～ 令和11年6月30日
那覇市与儀3 6 6－3		
おもろまち薬局	田鍋 大史	令和5年7月1日～ 令和11年6月30日
那覇市天久一丁目8番6号 アメニティK102		
ふうりん訪問診療所	一般社団法人 響	令和5年8月1日～ 令和11年7月31日
那覇市泊1-6-1 ビッグライスマンションとまり204号		

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
いらはクリニック	医療法人 伊良波会	令和5年8月1日～ 令和11年7月31日
那覇市田原 1-9-2		
さくる薬局	株式会社 沖縄アイティ	令和5年9月1日～ 令和11年8月31日
那覇市与儀 1 丁目 1 番 28 号 1F		
H&B クリニック沖縄	稲田 隆司	令和5年9月1日～ 令和11年7月31日
那覇市松山二丁目 18 番 3 号 平尾ビル 2 階		
ナハデンタル	宮本 英欧	令和5年7月1日～ 令和11年6月30日
那覇市久茂地 2 丁目 24 番 19 号 仲西ビル 2 階		

那覇市告示第 345 号

令和 5 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
かなしろ内科	金城 修	令和 5 年 8 月 15 日
那覇市古波蔵 1 丁目 1 番 6 号		
なみき薬局	有限会社 藤卓	令和 5 年 6 月 30 日
那覇市与儀 3 6 6 － 3		
寄宮歯科医院	宮里 修	令和 5 年 6 月 30 日
那覇市長田 1 － 1 2 － 3		
こずえ薬局	有限会社 たお	令和 5 年 8 月 30 日
那覇市国場 3 2 4		

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
いらはクリニック	伊良波 隆	令和 5 年 7 月 31 日
那覇市田原 1-9-2		
ふうりん訪問診療所	島袋 高志	令和 5 年 7 月 31 日
那覇市泊 1-6-1 ビッグライスマンションとまり 204 号		
福の木診療所	知念 襄二	令和 5 年 9 月 30 日
那覇市首里儀保町 2-19		

那覇市告示第 346 号

令和 5 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
訪問看護ステーションピース		令和5年7月1日
所在地	那覇市旭町112-29-1406 (那覇市前島2-7-1-301)	
きゆな耳鼻科・沖縄ボイスクリニック		令和5年8月1日
名称	きゆな耳鼻科・沖縄ボイスクリニック (医療法人和音会 宇良耳鼻咽喉科クリニック)	

那覇市告示第 347 号

令和 5 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
通所介護・介護予防日常生活支援総合事業 デイサービスまつしろ (通所介護 介護予防日常生活支援総合事業)	令和2年7月31日
那覇市繁多川3丁目6番9号	
デイサービスセンターおもと園 (通所介護・旧介護予防通所介護相当サービス)	令和5年8月31日
那覇市安里1-7-3	

那覇市告示第 348 号

令和 5 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ワズデイかみはら		令和5年9月1日
名称	ワズデイかみはら (デイサービスかみはら)	

那覇市告示第 349 号

令和 5 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の辞退について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
ケアプランセンターむそう (居宅介護支援)	令和5年8月3日
那覇市泊一丁目3番地2号 沖縄ゼネラル本社ビル 303号室	

那覇市告示第 350 号

令和 5 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 寛

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
仲程 正晃	あん摩・マッサージ	令和5年8月7日
フレア在宅マッサージ 沖縄	那覇市銘苅 1-9-28 2F	
仲程 正晃	はり・きゅう	令和5年8月7日
フレア在宅マッサージ 沖縄	那覇市銘苅 1-9-28 2F	

那覇市告示第 351 号

令和 5 年 11 月 1 日

令和5年9月那覇市議会定例会で認定された令和4年度那覇市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和4年度那覇市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の 規定による支出額に係る財源充 当額	合 計			
第1 款 水道事業収益	円	円	円	円	円	円	円
	8,093,103,000	△ 234,739,000	0	7,858,364,000	7,754,570,599	△ 103,793,401	
第1 項 営業収益	7,551,927,000	△ 501,354,000	0	7,050,573,000	6,951,844,277	△ 98,728,723	うち仮受消費税及び地方消費税 827,595,040)
第2 項 営業外収益	541,175,000	264,225,000	0	805,400,000	800,334,616	△ 5,065,384	" 5,842,872)
第3 項 特別利益	1,000	2,390,000	0	2,391,000	2,391,706	706	" 12,221)

区 分	予 算 額						決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規 定による繰 越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1 款 水道事業費用	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	7,585,931,000	△ 335,037,000	0	0	0	7,250,894,000	7,126,619,183	0	124,274,817	
第1 項 営業費用	7,461,730,000	△ 324,194,000	0	△ 23,896,000	0	7,113,640,000	7,010,258,492	0	103,381,508	うち仮払消費税及び地方消費税 465,275,487)
第2 項 営業外費用	102,801,000	△ 11,281,000	0	22,802,000	0	114,322,000	114,321,228	0	772	消費税及び地方消費税納税額 89,914,000
第3 項 特別損失	1,400,000	438,000	0	1,094,000	0	2,932,000	2,039,463	0	892,537	うち仮払消費税及び地方消費税 41,222)
第4 項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	0	20,000,000	

(2)資本的収入及び支出

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による 繰越額に係る財原充当額	継続費 通欠繰 越額に 係る財原 充当額	合 計		
第1 款 資本的収入	306,889,000	53,856,000	360,745,000	132,828,000	0	493,573,000	△ 123,834,000	円
第1項 補助金	142,100,000	0	142,100,000	132,828,000	0	274,928,000	150,468,000	(翌年度繰越財原充当額 17,640,000)
第2項 他会計 負担金	14,916,000	24,398,000	39,314,000	0	0	39,314,000	39,941,000	627,000
第3項 他会計貸付 金償還金	49,992,000	0	49,992,000	0	0	49,992,000	49,992,000	0
第4項 投資有価証券 償還金	99,880,000	0	99,880,000	0	0	99,880,000	99,880,000	0
第5項 その他資本的 収入	1,000	29,458,000	29,459,000	0	0	29,459,000	29,458,000	△ 1,000

支出

区 分	予 算 額						翌年度繰越額			備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減 額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越額	継続費、通欠繰 越額	合 計	合 計	
第1 款 資本的支出	2,732,894,000	△ 337,738,000	0	0	2,395,156,000	703,717,100	195,198,000	3,294,071,100	2,114,118,787	円
建設 第1項 改良費	1,267,381,000	△ 41,238,000	0	0	1,226,143,000	703,717,100	195,198,000	2,125,058,100	950,106,303	円
第2項 企業債 償還金	250,513,000	0	0	0	250,513,000	0	0	250,513,000	250,512,484	(うち仮払消費税及び 地方消費税 76,580,844)
第3項 投 資	1,200,000,000	△ 296,500,000	0	0	903,500,000	0	0	903,500,000	903,500,000	516
第4項 その他 資本的支出	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0
第5項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	5,000,000

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額17,640,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額1,762,019,787円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,590,844円、繰越工事
資金46,189,000円、減債積立金250,512,484円、建設改良積立金625,099,459円及び過年度分損益勘定留保資金63,623,000円で補てんした。

令和4年度那覇市水道事業剰余金計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	資 本 金	剰 余 金										資 本 合 計
		資 本 利 余 金			金							
		受 託 財 産 増 加 額	国 庫 (県) 補 助 金	資 本 利 余 金 合 計	減 価 償 却 立 金	建 設 立 金	利 益 改 良 金	未 決 算 利 益 金	外 債 利 益 金	分 配 利 益 金	金 計	
前年度末残高	17,122,606,615	321,419,708	1,984,471,045	2,305,890,751	1,024,088,550	4,965,324,571	1,611,841,364	△ 1,611,841,364	△ 1,032,881,822	7,601,254,485	27,029,751,851	
前年度処分額	1,032,881,822	0	0	0	0	578,959,542	△ 578,959,542	△ 578,959,542	△ 1,032,881,822	0	0	
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	578,959,542	△ 578,959,542	△ 578,959,542	△ 1,032,881,822	0	0	
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	578,959,542	△ 578,959,542	△ 578,959,542	△ 1,032,881,822	0	0	
条例（※）第4条による処分額	1,032,881,822	0	0	0	0	0	0	△ 1,032,881,822	△ 1,032,881,822	0	0	
減価償却立金の目的使用による未処分利益剰余金の返本金への組入れ	265,600,045	0	0	0	0	0	0	△ 265,600,045	△ 265,600,045	0	0	
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剰余金の返本金への組入れ	767,281,777	0	0	0	0	0	0	△ 767,281,777	△ 767,281,777	0	0	
処分後残高	18,155,488,437	321,419,708	1,984,471,045	2,305,890,751	1,024,088,550	5,544,284,113	1,424,612,455	△ 1,424,612,455	△ 1,032,881,822	6,568,372,863	27,029,751,851	
当年度変動額	0	0	0	0	△ 250,512,484	△ 825,099,459	0	250,512,484	0	549,000,512	549,000,512	
企業債の償還	0	0	0	0	△ 250,512,484	0	0	250,512,484	0	0	0	
建設改良費に充当	0	0	0	0	0	△ 825,099,459	0	825,099,459	0	0	0	
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	549,000,512	549,000,512	549,000,512	549,000,512	
当年度末残高	18,155,488,437	321,419,708	1,984,471,045	2,305,890,751	773,576,068	4,819,184,654	1,424,612,455	△ 1,424,612,455	7,117,373,175	27,578,752,363	27,578,752,363	

※ 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和4年度那覇市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資 本 利 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	18,155,488,437	2,305,890,751	1,424,612,455
議会の議決による処分期間	0	0	△ 549,000,512
建設改良積立金の積立	0	0	△ 549,000,512
条例（※）第4条による処分期間	875,611,943	0	△ 875,611,943
剰余積立金の目的使用による未処分利益剰余金の返本金への組入れ	250,512,484	0	△ 250,512,484
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剰余金の返本金への組入れ	825,099,459	0	△ 825,099,459
処分期間後	19,031,100,380	2,305,890,751	△ 875,611,943

※ 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和4年度那覇市水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位:円)		資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固 定 資 産					
(1) 有形固定資産					
イ 土 地		1,083,918,707			
ロ 建 物		2,303,814,884			
ハ 構築物		△ 1,307,908,779		576,078,439	
ニ 機械及び装置		995,906,105			
ホ 車両運搬具		43,248,171,717			
ヘ 工具、器具及び備品		△ 22,957,980,859		617,077,864	
ト 建設仮勘定		2,430,244,452		676,996,000	
有形固定資産合計		△ 1,637,235,124		1,294,073,864	
(2) 無形固定資産					
イ 電話加入権		46,231,013			
ロ ソフトウェア		△ 31,892,202			
無形固定資産合計		14,338,811			
固定資産合計		23,523,089,050			1,870,152,303
(3) 流動資産					
イ 現金預金		913,300			
ロ 長期貸付金		10,012,227			
ハ その他投資					
投資合計		10,925,527			
流動資産合計					939,238,902
2 流動負債					
(1) 現金預金		1,597,666,000			
(2) 未収金		3,082,298,000			
(3) 有価証券		2,405,000			
(4) 貯蔵品					
(5) 短期貸付金					
(6) 前払金					
流動負債合計		4,682,369,000			
流動資産合計		28,216,383,577			
(1) 現金預金		8,601,213,931			
(2) 未収金		1,014,995,992			
(3) 有価証券		△ 6,902,147			
(4) 貯蔵品		1,008,093,845			
(5) 短期貸付金		99,638,000			
(6) 前払金		57,339,922			
流動負債合計		136,448,000			
流動資産合計		447,716,290			
流動負債合計		10,350,449,988			
流動資産合計		38,566,833,565			
流動負債合計					8,178,689,997
流動資産合計					10,988,081,202

資 本 の 部		
6 資 本 金		18,155,488,437
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	321,419,706	
ロ 国庫（県）補助金	<u>1,984,471,045</u>	
資本剰余金合計		2,305,890,751
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	773,576,066	
ロ 建設改良積立金	4,919,184,554	
ハ 当年度末処分利益剰余金	<u>1,424,612,455</u>	
利益剰余金合計		<u>7,117,373,175</u>
剰 余 金 合 計		<u>9,423,263,926</u>
資 本 合 計		<u>27,578,752,363</u>
負債資本合計		<u>38,566,833,565</u>

令和4年度那覇市水道事業会計決算審査意見

第7 審査の結果

7 まとめ

(1) 総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、事業の経営成績及び財政状態は、概ね適正に表示しているものと認められる。

(決算の状況)

業務量について、給水戸数は、16万9,574戸で前年度に比べ963戸（0.6%）増加している。年間総配水量は、3,737万2,357㎥で前年度に比べ92万3,334㎥（2.5%）増加し、年間有収水量は、3,560万2,371㎥で前年度に比べ62万1,670㎥（1.8%）増加しており、年間有収率は、95.3%で前年度に比べ0.7%減少している。

損益収支について、総事業収益は、71億2,102万円で前年度に比べ1億7,071万円（2.5%）増加している。これは、営業収益が8,358万円、特別利益が5,221万円それぞれ減少したものの、営業外収益が3億652万円増加したことによるものである。一方、総事業費用は、65億7,202万円で前年度に比べ2億67万円（3.1%）増加している。これは、営業外費用が901万円減少したものの、営業費用が2億933万円増加したことによるものである。

その結果、当年度純利益は、5億4,900万円で前年度に比べ2,995万円（5.2%）の減少となっている。

(財務比率等)

財務比率について、固定比率は、前年度に比べ0.3ポイント増加し、78.9%となっており、自己資本の範囲内で固定資産が調達されている。流動比率1,102.0%及び当座比率1,023.1%は、高率で推移しており、企業としての安全性及び支払能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ職員一人当たりの給水人口197人、有収水量1万2,613㎥、営業収益4,606万円がそれぞれ減少している。これは主に損益勘定所属職員が4人増となったことによるものである。

法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、21.4%で前年度に比べ1.77ポイント増加しており、管路更新率は、0.31%で前年度に比べ0.13ポイント増加している。

(むすび)

令和4年度決算は、有収水量は増加したもののコロナ禍や物価高騰における市民への支援策として水道基本料金を3ヵ月免除した影響により給水収益が減少したが、この支援に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（他会計負担金）の増加等により、水道事業収益は、前年度に比べ1億7,071万円（2.5%）増加している。一方、水道事業費用は、前年度に比べ2億67万円（3.1%）増加している。結果として、当年度純利益は、前年度に比べ2,995万円（5.2%）減少し、5億4,900万円を計上している。

水道施設については、引き続き優先的に基幹管路や重要給水施設までの配水管の耐震化を推進しているため、管路経年化率が増加傾向にあり、耐震化が完了するま

での間においては、施設の維持管理の重要性が増していくものと思慮する。

安定的な水道事業を維持し効率的な事業運営を行っていくためには、引き続き計画的な施設更新が求められる。ついては、「水道施設（耐震化）基本計画」及び「那覇市水道事業経営戦略」の改訂に向けて、現状及び課題の把握に努められ、より一層の経営基盤の強化を図られたい。

最後に、令和4年度においても、コロナ禍や物価高騰における市民への支援策として全給水契約者に対する水道基本料金の全額免除（期間：令和5年3月請求分から3ヵ月間）を実施したことについて、事業の公共性に鑑み評価する。

(2) 個別意見

事務処理のミスについて

令和4年度水道事業会計において、補正予算における算定誤りや補正予算計上漏れなどの事務処理のミスが散見された。事務処理のチェック体制の再構築などの再発防止策を講じられたい

那覇市告示第 352 号

令和 5 年 11 月 1 日

令和5年9月那覇市議会定例会で認定された令和4年度那覇市下水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和4年度那覇市下水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	5,467,530,000	△ 193,245,000	0	5,274,285,000	5,208,275,193	△ 66,009,807	円
第1項 営業収益	4,270,790,000	△ 216,224,000	0	4,054,566,000	4,038,922,475	△ 15,643,525	うち仮受消費税及び地方消費税 325,850,423
第2項 営業外収益	1,196,739,000	5,860,000	0	1,202,619,000	1,152,007,405	△ 50,611,595	うち仮受消費税及び地方消費税 16,140
第3項 特別利益	1,000	17,099,000	0	17,100,000	17,345,313	245,313	うち仮受消費税及び地方消費税 17,215

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額				
第1款 下水道事業費用	5,360,488,000	△ 218,049,000	0	0	0	5,162,439,000	0	5,044,902,341	0	117,536,659	円
第1項 営業費用	5,105,635,000	△ 212,357,000	458,000	0	0	4,893,736,000	0	4,801,380,486	0	92,355,514	うち仮払消費税及び地方消費税 238,747,483
第2項 営業外費用	252,924,000	△ 13,259,000	0	0	0	239,665,000	0	235,634,315	0	4,030,685	消費税及び地方消費税附随額 47,591,000
第3項 特別損失	1,929,000	7,567,000	0	0	0	9,496,000	0	7,887,540	0	1,608,460	うち仮払消費税及び地方消費税 29,129
第4項 予備費	20,000,000	0	△ 458,000	0	0	19,542,000	0	0	0	19,542,000	円

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規 定による繰越額に係る財源充 当額	継続費通 に係る財 源充当額	合 計		
第1 款 資本的収入	1,477,543,000	△ 7,035,000	1,470,508,000	507,991,016	0	1,978,499,016	△ 548,644,060	
第1 項 企業債	588,400,000	2,200,000	590,600,000	222,100,000	0	812,700,000	△ 232,000,000	
第2 項 補助金	600,462,000	9,863,000	610,325,000	285,891,016	0	896,216,016	△ 295,251,394	(翌年度繰越財源充当額 43,624,914)
第3 項 他会計負担金	287,671,000	△ 19,698,000	267,973,000	0	0	267,973,000	△ 21,478,866	(翌年度繰越財源充当額 16,392,503)
第4 項 その他資本的収入	1,010,000	600,000	1,610,000	0	0	1,610,000	86,200	

支 出

区 分	予 算 額						翌年度繰越額			備 考			
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 通次 繰越額	合 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額		継続 費通 次繰 越額	合 計	不 用 額
第1 款 資本的支出	2,370,802,000	△ 25,020,000	0	0	2,345,782,000	599,349,605	0	2,945,131,605	579,668,306	0	579,668,306	41,307,234	(うち仮払消費税及び 地方消費税 110,986,057)
第1 項 建設改良費	1,405,962,000	△ 23,470,000	0	0	1,382,492,000	599,349,605	0	1,981,841,605	579,668,306	0	579,668,306	35,506,736	
第2 項 企業償還金	956,840,000	0	0	0	956,840,000	0	0	956,840,000	0	0	0	498	
第3 項 投 資	3,000,000	△ 1,550,000	0	0	1,450,000	0	0	1,450,000	0	0	0	800,000	
第4 項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額60,017,417円を除く。)が資本的支出額に不足する額 954,318,526円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,294,570円、繰越工事資金57,257,489円、
過年度分損益勘定留保資金576,147,705円及び当年度分損益勘定留保資金269,618,762円で補てんした。

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1	営業収 益		
(1)	下水道使用料	3,215,733,070	
(2)	雨水処理負担金	439,948,082	
(3)	再生水売却収益	50,087,300	
(4)	その他営業収益	<u>7,323,800</u>	
		3,713,072,052	
2	営業費 用		
(1)	管 渠 費	371,925,845	
(2)	ポン プ 場 費	35,189,205	
(3)	雨水処 理 費	135,055,058	
(4)	排水設 備 費	50,178,878	
(5)	業務 費	1,850,558,156	
(6)	総 係 費	210,508,155	
(7)	減価償却費	1,808,040,131	
(8)	資産減耗費	<u>1,187,777</u>	
		4,582,633,003	
	営 業 損 失		849,560,951
3	営業外収 益		
(1)	受取利 息	1,081,138	
(2)	他会計負担金	276,462,752	
(3)	補助 金	14,877,505	
(4)	長期前受金戻入	854,534,889	
(5)	土地物件収益	4,140,976	
(6)	雑 収 益	<u>1,183,753</u>	
		1,152,040,889	
4	営業外費用		
(1)	支払利 息	188,043,315	
(2)	雑 支 出	<u>11,828,132</u>	
		199,871,447	852,189,546
	経 常 利 益		102,608,585
5	特 別 利 益		
(1)	過年度損益修正益	229,700	
(2)	その他特別利益	<u>17,098,388</u>	17,328,088
6	特 別 損 失		
(1)	過年度損益修正損	291,342	
(2)	その他特別損失	<u>7,587,089</u>	7,858,411
	当 年 度 純 利 益		112,078,282
	前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金		112,878,874
	その他未処分利益剰余金変動額		0
	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>224,957,156</u>

令和4年度那覇市下水道事業剰余金計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

（単位：円）

	資本金	剰余金					利益		資本合計
		受贈財産 評価額	国庫（県） 補助金	他会計負担金	資本剰余金 合計	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計		
前年度末残高	15,023,284,681	202,571,383	382,173,548	22,943,886	607,688,815	112,878,874	112,878,874	15,743,852,380	
処分後残高	15,023,284,681	202,571,383	382,173,548	22,943,886	607,688,815	112,878,874	112,878,874	15,743,852,380	
当年度変動額	0	0	0	1,458,579	1,458,579	112,078,282	112,078,282	113,536,861	
他会計負担金の受入	0	0	0	1,458,579	1,458,579	0	0	1,458,579	
当年度純利益	0	0	0	0	0	112,078,282	112,078,282	112,078,282	
当年度末残高	15,023,284,681	202,571,383	382,173,548	24,402,465	808,147,384	224,957,156	224,957,156	15,857,389,241	

令和4年度那覇市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	15,023,284,691	808,147,384	224,957,156
議会の議決による処分額	0	0	△ 224,957,156
減価積立金の積立	0	0	△ 224,957,156
処分後残高	15,023,284,691	808,147,384	(繰越利益剰余金) 0

(単位:円)

1160

令和4年度那覇市下水道事業会計決算審査意見

第7審査の結果

7 まとめ

総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、事業の経営成績及び財政状態は、概ね適正に表示しているものと認められる。

(決算の状況)

業務量について、使用戸数は、16万1,113戸で前年度に比べ964戸（0.6%）増加している。年間総排水量は、3,456万3,195㎥で前年度に比べ80万50㎥（2.4%）増加し、年間有収水量は3,456万3,100㎥で前年度に比べ80万112㎥（2.4%）増加しており、年間有収率は、前年度と同じく99.9%となっている。

損益収支について、総事業収益は、48億8,244万円で前年度に比べ1億3,010万円（2.7%）増加している。これは、営業外収益が1,411万円減少したものの、営業収益が1億3,493万円、特別利益が929万円それぞれ増加したことによるものである。一方、総事業費用は47億7,036万円で前年度に比べ2,200万円（0.5%）増加している。これは、営業外費用が2,265万円減少したものの、営業費用が3,843万円、特別損失が622万円それぞれ増加したことによるものである。

その結果、当年度純利益は、1億1,207万円で、前年度に比べ1億810万円（著増）の増加となっている。

(財務比率等)

財務比率について、固定資産がどの程度自己資本でまかなわれているかを示す固定比率は、前年度に比べ1.6ポイント減少し、119.8%となっている。企業の支払能力を示す流動比率は328.1%で前年度に比べ2.0ポイント増加し、当座比率は322.7%で前年度に比べ1.6ポイント増加している。

労働生産性については、前年度に比べ、職員一人当たり、有収水量3万9,121㎥、営業収益536万円とそれぞれ増加している。これは主に損益勘定所属職員が1名減少したことによるものである。

管渠老朽化率については、13.9%で前年度に比べ1.6ポイント増加している。

(むすび)

令和4年度決算は、営業収益において主に下水道使用料が、前年度に比べ1億7,827万円（5.9%）の増加となっている。一方で、営業費用においては、主に沖縄県の流域下水道維持管理負担金等の増加に伴い、負担金が前年度に比べ6,515万円（3.4%）の増加となっている。結果として、当年度純利益は前年度に比べ1億810万円増加し、1億1,207万円を計上している。しかし、料金水準の妥当性を示す経費回収率は96.9%で、基準となる100%を下回っており厳しい状況が続くと思慮される。

さらに、本市の下水道整備状況は、行政区域内人口に対する公共下水道の普及率が98.3%で、令和3年度末の全国平均80.6%（令和4年8月25日国土交通省発表）と比較し、高い水準となっているが、下水道施設は、昭和47年の本土復帰以降に整

備したものが多く、管渠老朽化率が年々増加傾向にある。

今後も安定的な下水道事業運営を持続するために、「那覇市下水道ストックマネジメント計画（第 2 期）」及び「那覇市下水道事業経営戦略」に基づき効率的な事業運営、経営基盤の強化に努められたい。

最後に、下水道事業は、市民の安全・安心な生活や社会活動を支える重要なインフラであり、健全で持続的な事業経営が求められる。このような中、令和 4 年 12 月に那覇市下水道条例が改正され、消費税率引上げに伴う改定以外では 19 年ぶりに下水道使用料の改定（令和 5 年 6 月使用分から適用）が行なわれたことを評価する。

公 告

那覇市公告第 466 号

令和 5 年 10 月 12 日

掲 示 済

那覇市総合福祉センターの指定管理者募集について

令和 6 年 4 月 1 日からの那覇市総合福祉センターの指定管理を行う法人又はその他団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 知念 覚

1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市総合福祉センター
- (2) 位置 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市総合福祉センター条例第 3 条（第 2 項を除く）に定めるもののほか、那覇市総合福祉センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり。

3 指定管理予定期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 応募資格

- (1) 那覇市総合福祉センター条例第 3 条各項（第 2 項を除く）に規定するすべての事業（類似する事業を含む）について、沖縄県内において、実績を有すること。

※類似事業とは児童福祉法に定める事業のほか、地域等で行っている児童育成等の事業も含まれます。

- (2) 沖縄県内に主たる事務所を有する法人又はその他の団体であること。

※法人格は必要ありませんが、個人の応募は出来ません。共同企業体の応募は可能です。

- (3) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 公募開始日から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者であること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 自主事業に関し、法令の資格要件等や運営に関する十分な知識を有すること。
- (9) 本指定管理に関する指定管理者選定委員会委員が応募しようとする団体の経営又は運営に関与していないこと。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (11) 本市から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (12) 本公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責めに帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
- (13) 共同企業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の条件を満たしていること及び応募の際に、共同企業体協定書（様式10）を提出すること。なお、共同企業体協定書には、代表団体及び責任分担を明記すること。

5 欠格事項

次の事項に該当する場合は、指定管理者の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この要項の内容を遵守しない場合
- (3) その他不正行為があった場合

6 申請の方法

募集要項のとおり。

7 募集要項等の公表

令和5年10月13日から那覇市ホームページへ募集要項等の資料を公開いたします。募集要項等の資料につきましては、那覇市ホームページからダウンロードしてください。

※なお、ダウンロードできない場合は、ご相談ください。

8 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1
那覇市福祉部 福祉政策課 地域福祉グループ
那覇市役所本舎2階
電 話：098-862-9002

那覇市公告第 470 号

令和 5 年 10 月 13 日

掲 示 済

那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター及び那覇市辻老人憩の家指定管理者募集について

令和6年4月1日からの那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター及び那覇市辻老人憩の家の管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集します。

那覇市長 知念 寛

1 名称及び所在地

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 名 称 | 那覇市末吉老人福祉センター |
| 所在地 | 那覇市首里末吉町2丁目14番地 |
| (2) 名 称 | 那覇市壺川老人福祉センター |
| 所在地 | 那覇市壺川2丁目3番11号 |
| (3) 名 称 | 那覇市辻老人憩の家 |
| 所在地 | 那覇市辻2丁目14番1号（市営住宅内） |

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市老人福祉センター条例及び那覇市老人憩の家条例の第16条及び第18条に定めるもののほか、那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター及び那覇市辻老人憩の家指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとお

3 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

4 応募資格

応募者は、次の要件に該当するものとします。

- (1) 沖縄県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではありません）であること。ただし、個人の応募は不可とします。
- (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 公募開始日から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 自主事業に関し、法令の資格要件等や知識を有すること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (9) 本市から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (10) 本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた者でないこと。
- (11) 共同事業体で応募する場合は、構成する全ての団体が上記の条件を満たしていること及び応募の際に、共同事業体協定書（様式第9号）を提出すること。なお、共同事業体協定書には、代表団体及び責任分担を明記すること。

5 申請の方法

募集要項のとおり。

6 募集要項等の配布及び応募受付の期間

(1) 配布・受付期間

令和5年10月13日（金）から同年12月13日（水）

午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）

(2) 配布・受付時間

午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）

(3) 配布・受付場所

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課在宅福祉G（本庁舎2F）

※募集要項等は本市の公式ホームページからもダウンロードできます。

7 お問い合わせ先

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課在宅福祉G 担当：佐伯・下田

住 所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎2階

電 話 098-862-9010 F A X 098-862-9648

E-mail naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp

那覇市公告第 471 号

令和 5 年 10 月 13 日

掲 示 済

那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館並びに那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館指定管理者募集について

令和 6 年 4 月 1 日からの那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館並びに那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館の管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集します。

那覇市長 知念 覚

1 名称及び所在地

- (1) 名 称 那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館
所在地 那覇市小禄 5 丁目 4 番地 2
- (2) 名 称 那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館
所在地 那覇市識名 2 丁目 5 番 5 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市老人福祉センター条例並びに那覇市児童館及び児童遊園条例の第16条及び第18条に定めるもののほか、那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館並びに那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおりに。

3 指定の予定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで（5 年間）

4 応募資格

応募者は、次の要件に該当するものとします。

- (1) 沖縄県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではありません）であること。ただし、個人の応募は不可とします。
- (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 公募開始日から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77

号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（7）自主事業に関し、法令の資格要件等や知識を有すること。

（8）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。

（9）本市から指名停止措置を受けている者でないこと。

（10）本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた者でないこと。

（11）共同事業体で応募する場合は、構成する全ての団体が上記の条件を満たしていること及び応募の際に、共同事業体協定書（様式第9号）を提出すること。なお、共同事業体協定書には、代表団体及び責任分担を明記すること。

5 申請の方法

募集要項のとおり。

6 募集要項等の配布及び応募受付の期間

（1）配布・受付期間

令和5年10月13日（金）から同年12月13日（水）午後5時まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）

（2）配布・受付時間

午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）

（3）配布・受付場所

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課在宅福祉G（本庁舎2F）

※募集要項等は本市の公式ホームページからもダウンロードできます。

7 お問い合わせ先

① センター関係

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課在宅福祉G 担当：佐伯・下田

住 所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎2階

電 話 098-862-9010 F A X 098-862-9648

E-mail naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp

② 児童館関係

那覇市こどもみらい部こども教育保育課庶務・児童館G 担当：城島・宮城

住 所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎3階

電 話 098-861-2113 F A X 098-861-2114

ケーワイオーゼンロイ
E-mail KM-K Y 0 0 0 1@city.naha.lg.jp

（※@前の英字は全て半角大文字）

那覇市公告第 488 号
令和 5 年 10 月 18 日
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により公告する。

那覇市長 知念 寛

1. 入札に付する事項

- (1) 件名：細目スクリーン整備修繕（し尿等下水道放流施設）
- (2) 履行期間：契約締結日から令和6年3月31日
- (3) 履行場所：那覇市し尿等下水道放流施設（浦添市伊奈武瀬1－5－11）
- (4) 業務概要：別紙仕様書のとおり
- (5) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2. 入札参加資格要件

- (1) 別紙仕様書で指定する業務を誠実に履行することができる業者。
- (2) 過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行している業者。

3. 入札保証金

免除（那覇市契約規則第8条第1項第3号による）

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の100分の5を那覇市に納付すること。

4. 契約保証金

免除（那覇市契約規則第30条第1項第3号による）

5. 本案件に関する質問

本案件に関する質問は下記の担当者へお問い合わせください。

クリーン推進課 管理グループ 担当：伊集

T E L : 098-889-3567 F A X : 098-888-1274

6. 入札及び開札日程

日時：令和5年11月10日（金）午後2時

場所：那覇市クリーン推進課 会議室

7. 入札の無効

入札心得を参照。

8. 落札者の決定方法

入札心得を参照。

9. 入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、上記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。

施設の見学は令和5年11月9日までとする。

那覇市公告第 530 号
令和 5 年 10 月 31 日
掲 示 済

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。
なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第4条の規定により、公述を申し出ることができる。

那覇市
上記代表者 那覇市長 知念 寛

- 1 都市計画の原案の種類及び名称
那覇広域都市計画公園の変更（3・3・那4号 与儀公園）
- 2 都市計画の原案に係る区域
3・3・那4号 与儀公園
変更する部分 那覇市寄宮一丁目の一部
- 3 公聴会の開催の日時及び場所
開催日時：令和5年11月28日（火）午後7時
開催場所：那覇市役所12階 第1研修室（那覇市泉崎1丁目1番1号）
- 4 公述申出書の提出期間及び提出先
提出期間：令和5年11月7日（火）から令和5年11月21日（火）まで。
ただし、土・日曜日及び祝日を除く。
提出時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、正午から午後1時を除く。
提出先：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所9階）
- 5 都市計画の原案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
縦覧場所：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所9階）
縦覧期間：令和5年11月7日（火）から令和5年11月21日（火）まで。
ただし、土・日曜日及び祝日を除く。
縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、正午から午後1時までを除く。

- 6 その他公聴会の開催に関し必要な事項
公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

那覇市公告第 531 号
令和 5 年 11 月 1 日

令和 6 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請（追加申請）について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の5の2の規定により、令和6年度の那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長 知念 覚

1 入札参加資格審査申請の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第1項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。（ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）
- (2) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に定める県知事の登録を受けていること。
- (3) 警備業務にあつては、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に定める公安委員会の認定を受けていること。
- (4) 令和5年11月1日において、清掃業務又は警備業務の営業実績が2年以上あること。
- (5) 沖縄県内に本店があること。
- (6) 本市内に本店、支店及び営業所（以下これらを「営業所等」という。）のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準」（平成23年12月5日総務部長決裁）に定めるところによる。
- (7) 従業員数（清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数）が5人以上であること。
- (8) 本市の市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。

- (9) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (10) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (11) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (12) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (13) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (14) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (15) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

※ 「官公需適格組合（以下「組合」という。）」として証明を受けた者からの申請もできます。組合での申請については、（4）及び（7）の要件に代えて、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書を添付すること。

2 申請書類（本市様式）の配布

- (1) 配布期間 令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）
- (2) 配布方法 本市ホームページからダウンロード

3 申請方法

- (1) 申請方法 「郵送」による
 - ※ 郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）
- (2) 受付期間 令和5年11月16日（木）～令和5年11月30日（木）
(11月30日消印有効)
- (3) 送付先・問い合わせ先
〒900－8585
沖縄県那覇市泉崎1－1－1
那覇市役所総務部管財課 庁舎管理グループ
電話番号 098－862－9904（直通）

4 入札参加資格の有効期間

令和6年3月1日～令和7年2月末日まで（1年間）

那覇市公告第 532 号
令和 5 年 11 月 1 日

コンビネーションストレッチャーの購入に係る制限付一般競争入札
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、施行令第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 コンビネーションストレッチャーの購入
- (2) 規格及び数量 別紙仕様書のとおり
- (3) 納品場所 那覇市消防局 救急課（那覇市銘苅2-3-8 4階）
- (4) 納 期 令和6年2月9日（金）17時まで
- (5) 仕様書及び様式 那覇市消防局救急課で受け取り又は那覇市ホームページからダウンロード

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市法制契約課が所管する令和4年・5年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (4) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

ア 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当していないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページに掲載。

4 入札参加申請方法

(1) 本件入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加申請書（市指定様式）

イ 使用印鑑届（市指定様式）

ウ 同等品確認明細書（仕様が確認できるカタログの写し等を添付）

※ウについては、例示品で入札に臨む場合は提出不要。

(2) 提出期間 令和5年11月1日（水）から令和5年11月10日（金）17時まで

(3) 提出先 那覇市消防局 救急課（那覇市銘苅2—3—8 4階）

(4) 提出方法 上記の提出先へ直接持参、電子メール又はFAXにて提出すること。なお、電子メール又はFAXで提出した際は必ず電話確認し、イは、原本を入札開始までに提出すること。

5 質問の方法・回答

入札説明会は実施しないため、入札についての質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、那覇市消防局救急課宛て電子メール又はFAXにて提出すること。

提出する際は、件名を「コンビネーションストレッチャーの購入」とし、提出後には必ず那覇市消防局救急課へ電話連絡すること。

(1) 質問期間 令和5年11月1日（水）から令和5年11月7日（火）12時まで

(2) 回答方法 令和5年11月9日（木）15時までに、FAXにて入札参加業者全員へ回答する

6 同等品確認に対する回答方法

令和5年11月15日（水）17時までに、FAXにて入札参加業者全員へ回答する。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年11月17日（金）14時

(2) 場 所 那覇市消防局 会議室2（那覇市銘苅2—3—8 4階）

(3) 入札方法 入札書（市指定様式）による紙入札

(4) 入札時提出書類

ア 入札書（市指定様式）

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（市指定様式）

(5) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。
ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。
- (2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条第12号の規定に基づき免除する。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札保証金の納付を要する入札において、所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (8) 入札金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (9) 入札書に記名押印のない、又は重要な記載事項について判読できない入札
- (10) 郵送による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2社以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

11 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している入札心得、仕様書等を熟読し、入札に臨むこと。
- (2) 提出された書類は、返却いたしません。
- (3) 入札に参加するにあたり、提出を求める書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。

12 問い合わせ先

那覇市消防局 救急課（担当：新垣、金城、泉）

〒900-0004 那覇市銘苅2-3-8

電話：098-867-1199 F A X：098-869-1190

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 22 号
令 和 5 年 1 0 月 1 0 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 541 号
指定工事店名	MP琉球株式会社
営業所所在地	豊見城市字饒波52番地
代表者氏名	宮里 顕治
取消日	令和5年9月29日
取消理由	辞退廃止（責任技術者が退職した為）

那覇市上下水道局告示第23号
令和5年10月11日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（指定の更新）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
284	株式会社 丸 福	浦添市勢理客3丁目3番13号	狩俣 康成
286	株式会社 健 総	南城市大里字仲間1010番地3	城間 健栄
289	三建設 株式会社	沖縄市南桃原4丁目33番3号	宮里 真由美
291	有限会社ウォーターカンパニー	浦添市牧港5丁目13番23号	川満 隆雄
292	有限会社 沖設エンジニア	那覇市宇栄原6丁目12番36号	玉城 浩
294	有限会社 サン冷熱	那覇市字大道172番地 308号	中村 健也
297	比嘉工業 株式会社	那覇市久茂地二丁目24番7号	新里 孝夫
304	株式会社 設備技研	沖縄市泡瀬1丁目10番13号	平良 智
306	株式会社 正太商事工業	那覇市首里久場川町2丁目28番地1	當眞 正次
308	有限会社 上原設備工業	豊見城市字与根158番地の3	上原 直彦
313	有限会社 沖 水	うるま市字赤道60番地の1	西里 剛
315	有限会社 大城水道工事社	沖縄市松本1丁目29番1号	玉城 真由美
323	有限会社 東和技研	豊見城市字嘉数612番地の2	宮城 普仁
324	有限会社 中部技研	沖縄市胡屋5丁目12番14号	喜屋武 秋夫
325	有限会社 丸三設備	宜野湾市我如古3丁目15番15号	宮里 道也
331	日信工業株式会社	豊見城市字高安702番地20	伊野波 盛文

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
332	有限会社 大丸設備	沖縄市古謝2丁目15番8号	兼城 聡
336	有限会社 コウケン設備	豊見城市字平良129番地1	高良 昌義
337	有限会社 丸親建設	那覇市小祿1丁目17番23 105号	新垣 正明
343	有限会社 環衛開発	那覇市壺川一丁目1番地15	安里 寛栄
344	株式会社 花城工務店	沖縄市安慶田三丁目9番19号	花城 優
345	システム企画有限会社	西原町字小波津 625番地の18	宮良 高嗣
346	株式会社 米正建設	那覇市字仲井真394番地の19	米盛 みつ子
348	株式会社 輝水	那覇市長田1丁目24番24号	新垣 直輝
351	株式会社 沖縄工設	浦添市字経塚633番地	大嶺 健一郎
353	有限会社 エコ電水	読谷村字座喜味3179番地	伊波 治
354	有限会社 新垣設備	うるま市字大田632番地の1	新垣 壮大

那覇市上下水道局告示第24号
令和5年10月11日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（事業の廃止）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
498	MP 琉球株式会社	豊見城市字饒波 52 番地	宫里 顕治

那覇市上下水道局告示第 25 号
令 和 5 年 1 0 月 1 2 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 537 号
指定工事店名	清水管工
営業所所在地	那覇市首里儀保町4丁目16－2
代表者氏名	清水 公明
有効期間	自 令和3年6月10日 至 令和8年3月31日
異動年月日	令和5年10月5日
異動事由	営業所所在地変更

那覇市上下水道局告示第26号

令和5年10月16日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（事業の廃止）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
236	興和設備	北谷町字吉原 31 番地	伊波 毅

那覇市上下水道局告示第 27 号
令 和 5 年 1 0 月 1 7 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（事業の休止）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
492	有限会社沖縄スイケン	那覇市古島 2-28-2 佐辺ビル 2-B	堀戸 義広

那覇市上下水道局告示第28号
令和5年10月17日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 542 号
指定工事店名	那覇衛生設備
営業所所在地	南風原町字兼城491－6 ニューハウジング1階
代表者氏名	仲里 和晃
取消日	令和5年10月16日
取消理由	辞退廃止（工事の請負予定がないため）

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第 85 号

令和 5 年 10 月 12 日

掲 示 済

令和 6 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請の受付について

令和 6 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請の受付を次のとおり行います。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

1 対象業種

- (1) 水道施設工事
- (2) 上下水道材料購入
- (3) 漏水調査業務

なお、(1)～(3)の対象業種に係る要件の詳細及び入札参加資格については、令和 6 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請要領に定める。

2 受付期間

令和 5 年 12 月 4 日（月）～令和 5 年 12 月 15 日（金）[当日消印有効]

3 申請及び受付方法

郵送での申請のみとなります。（窓口での受付は行いません。）

4 提出書類等

令和 6 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請要領に定める。

※提出要領・申請書様式等の詳細については、令和 5 年 11 月中旬に那覇市上下水道局ホームページへ掲載する予定です。

※CD-R に申請データを保存後、必要書類に同封し郵送してください。

5 送付先・問い合わせ先

那覇市上下水道局 総務課 契約検査室

〒900-0006 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号

電話番号 直通 098-941-7809

